都におけるHIV/エイズ対策・今後に向けて

- 都は、「エイズ及びHIV感染に対する理解の促進」、「感染拡大の防止」、「HIV陽性者の支援」を目標に、民間団体、関係機関等と連携して、総合的な対策に取り組んでいる。
- 今般の国による後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(以下、「国指針」という。)改正や、都内のHIV/エイズを取り巻く状況など、近年の動向を反映させながら、今後も効果的な推進を図っていく。

おり、今後、高齢化の進展により、医療・介護・福祉ニーズの増加が見込まれる

の動向を反映させながら、今後も効果的な推進を図っていく。				
	都の主な取組	国指針改正(平成 30 年1月)のポイント (都道府県の役割に係る部分)	都内のHIV/エイズを取り巻く状況	
エイズ及び H I V 感染 に対する 理解の促進 ^{資料 8} 事業No.1~25	 都民に対する基本的な知識の普及 …メディアの活用、キャンペーン月間における集中的な普及啓発等 学校、地域、職域等の場で、様々な機会を通した啓発 …ピア・エデュケーション等 人権擁護の視点からの取組 …人権担当部署と連携した啓発等 	• 国民一人ひとりが感染者等に対する偏見・差別を解消し、自らの健康問題として感染予防を適切に行うことが重要	 「近年の治療薬の進歩により、HIV陽性者の平均余命は、非感染者とほぼ同等と言われている」を知っていた人は30.4% [資料4] 「服薬でウイルス量が適切にコントロールされていれば、HIV陽性者から他者に感染させる可能性はほとんどない」(※)を知っていた人は30.1% [資料4] (※) Tas P (Treatment as Prevention)と称される、今回の国指針で新たに盛り込まれた知見 	
感染拡大の 防止 資料 8 事業No.26~45	 対象層それぞれの特性に合った予防啓発 ・・・民間団体等との連携等による、若者、働き盛り世代、MSM、外国人等への予防や検査の啓発 受検者をきめ細かくフォローできる検査相談体制を構築 ・・・検査・相談室等による、都民が検査相談を受けやすい体制確保等 	 ・感染者の大半を占めるMSMについて、啓発が行き届いていない対象者を把握するなど、取組を強化 ・他の性感染症との同時検査や外部委託等、検査利用機会の拡大を促進 	 ・ 感染経路別では、「男性同性間の性的接触」の割合は約7割 [資料1回3] ・ 新規のHIV 感染者・AIDS 患者の報告数のうち、外国人の割合は15.4%(2018年)、10年で約2倍 [資料1回2] ・ HIV 感染リスクを上昇させる「梅毒」の患者は1,775人(2018年)、5年で約4倍 [資料2回1) 都は、梅毒緊急対策を開始(2018年度) [資料8(事業No.40)、資料16] 	•
HIV陽性者の支援	 働き学びながら治療を受けられる環境の整備 ・・・中核拠点病院を中心とした HIV 診療を担う医療機関の確保等 地域におけるHIV陽性者の生活を、そのニーズに合わせて支援 ・・・医療従事者等への啓発、専門相 	・地域の保健医療サービス及び介護・福祉サービスと連携して、エイズ治療拠点病院を中心とする包括的な診療体制を構築	 エイズ診療協力病院(拠点病院 43、連携病院 9)を確保し、協議会や講習会などを通じ、医療機関同士のネットワークを構築 [資料 8(事業№46~58)、資料 10~12] 都内の透析医療機関における HIV 陽性者の受入人数は 72 人(2018 年調査実施時点)、前回調査(2011 年)比で約5倍 [資料 3(表 8)] 抗HIV療法の進歩により予後が改善しており、会後、高齢化の進展により、医療・ 	

資料8

事業No.46~68

談員の派遣等

今後に向けて

● 最新の知見を踏まえた普及啓発

・NPO等と連携して、啓発内容等 を工夫しながら、引き続き、基本 的な知識を普及・浸透

発生動向を踏まえた取組

・MSMに対する一層の情報提供、在日外国人への多言語での 周知等の検討

● 性感染症対策との連携

・梅毒緊急対策(啓発、検査・相談 体制の拡充等)と連携したHIV 検査・相談の促進

● 長期に渡る療養への対応

・地域においてHIV陽性者を支援 する体制の基盤となる、医療・介 護・福祉関係者の理解と連携の 促進に向けた取組の推進